

# JAS 1017

日本農林規格  
JAPANESE AGRICULTURAL  
STANDARD

---

畳表

TATAMI facing

2007年 8月 2日 制定  
2024年 7月 1日 改正

---

農林水産省

## 目 次

ページ

1	適用範囲	1
2	引用規格	1
3	用語及び定義	1
4	種類	3
5	等級	3
6	品質	3
7	たて糸	4
8	表示	4
9	試験方法	6
	附属書 A (規定) たて糸の試験方法	7
	附属書 B (規定) たて糸の基準	8

## まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、畳表登録認証機関連絡協議会から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、**JAS 1017 : 2018** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。



## 畳表

## TATAMI facing

## 1 適用範囲

この規格は、畳表（着色表及び青表を除く。）のうち、一枚物について規定する。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS L 1030-2** 繊維製品の混用率試験方法—第2部：繊維混用率

**JIS L 1095** 一般紡績糸試験方法

**JIS Z 8305** 活字の基準寸法

## 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

## 3.1

## 畳表

いぐさを緯とし、糸を経として製織したもの（上敷及びござの類を除く。）

## 3.2

## 着色剤

染料及び顔料

## 3.3

## 着色表

着色剤による着色（色を定着させるための樹脂加工を含む。）をしたいぐさを製織した畳表及び畳表であって着色剤による着色をしたもの

## 3.4

## 青表

七島いを緯として製織した畳表

## 3.5

## 長物

連続的に製織した畳表であって、表1の長さ以内に相当するものとして切り加工を施していないもの

## 3.6

**一枚物**

連続的に製織した畳表であって、長物を表 1 の長さ以内に相当するものとして切り加工を施したもの

**3.7****目せき織り**

一本糸で幅狭く織ること

**3.8****通織り**

いぐさが織り幅を十分引き通るように製織すること

**3.9****小目**

両側の目せき織りをした部分

**3.10****耳毛**

製織されたいぐさの根元及び先端のうち、小目から出ている部分

**3.11****耳糸**

小目がほぐれないように耳毛の基部に施したたて糸（遊び糸）

**3.12****つき出し**

耳毛のうち、いぐさの根元部分

**3.13****うら毛**

耳毛のうち、いぐさの先端部分

**3.14****幅**

側から側までの長さ（小目の部分を含み、耳毛の部分を除く。）

**3.15****長さ**

端から端までの長さ

**3.16****短辺**

左右の耳毛（うら毛に限る。）の端から端までの長さ

**3.17****麻糸**

麻のみを原料とした糸

**3.18****綿糸**

綿を原料とした糸のうち、綿以外の繊維の混紡率が50 %未満のもの

### 3.19

#### 純綿糸

綿のみを原料とした綿糸

### 3.20

#### 混紡綿糸

綿及び綿以外の繊維を混紡した綿糸

### 3.21

#### 染土

いぐさの乾燥の促進及び変色の防止に効果がある土

### 3.22

#### 泥染め

いぐさを染土の懸濁液に浸漬する作業

### 3.23

#### 原料いぐさ

刈取り後泥染めを行った上で乾燥させた畳表の原料となるいぐさ

## 4 種類

畳表の種類は、その幅、長さ及びたて糸（耳糸を除く。以下同じ。）の本数によって次の表1のとおりとする。

表1—分類

種類		1種	2種	3種
幅 <sup>㉑</sup>	cm	95.0+0.5	91.0+0.5	89.0+1.0
長さ <sup>㉑</sup>		103 cm の整数倍（ただし、3 倍 までに限る。）+30 cm	98 cm の整数倍（ただし、3 倍 までに限る。）+30 cm	96 cm の整数倍（ただし、3 倍ま でに限る。）+30 cm
たて糸の 本数	単芯 本	134	128	126
	2本芯 本	268	256	252
注 <sup>㉑</sup> +を冠した数は、それぞれの長さの増が許容される範囲を示す。				

## 5 等級

畳表の等級は、箇条6によって、特等、1等及び2等とする。

## 6 品質

畳表の品質は、表2の等級ごとの品質基準に適合しなければならない。

表 2—畳表の等級ごとの品質基準

区分		基準			
		特等	1等	2等	
幅		表 1 のとおりであること。			
長さ		表 1 のとおりであること。			
たて糸の種類		麻糸及び／又は綿糸であること。			
たて糸の本数		表 1 のとおりであること。			
織り方		通織りをしたものであること。			
耳毛の長さ	つき出し cm	8.0 以上	5.0 以上	4.0 以上	
	うら毛 cm	11.0 以上	8.0 以上	7.0 以上	
1 m <sup>2</sup> 当たりの重量	麻糸	単芯 kg	0.92 以上	0.87 以上	0.80 以上
		2 本芯 kg	0.96 以上	0.91 以上	0.84 以上
	綿糸	単芯 kg	0.88 以上	0.82 以上	0.74 以上
		2 本芯 kg	0.89 以上	0.83 以上	0.75 以上
	麻糸及び綿糸の 2 本芯 kg		0.93 以上	0.88 以上	0.81 以上
水分 %		13 以下			
品位	色合い	色沢	いぐさ固有の色沢を有すること。		
		色調	特に優良であること。	優良であること。	良好であること。
		色段	混入が全くないこと。		
	変色い		混入が全くないこと。		
	粒ぞろい		特によいこと。	よいこと。	—
	地合い		特に密であること。	密であること。	
	糸切れ、片ざしその他の織り傷		全くないこと。		
	仕上げ		優良であること。	良好であること。	おおむね良好であること。
	汚れその他の欠点		全くないこと。		
	端止め		容易にほつれないように適切にしてあること。		

## 7 たて糸

製織に使用するたて糸について、附属書 A の表 A.1 の左欄に掲げる事項を、それぞれ同表の右欄に掲げる試験方法によって測定した場合には、当該たて糸は、附属書 B の表 B.1 に掲げる基準を満たさなければならない。

## 8 表示

### 8.1 一括表示事項

一括表示事項については、次の事項を一括して表示しなければならない。

- a) 種類
- b) 等級
- c) たて糸の種類
- d) 原料いぐさの産地名
- e) 格付年月日
- f) 製織地名
- g) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）を表す文字

## 8.2 表示の方法

表示の方法については、次による。

- a) **種類** 表1の幅の項の区分に応じ、同表の種類欄に掲げる種類名を記載しなければならない。
- b) **等級** 特等にあつては“特等”と、1等にあつては“1等”と、2等にあつては“2等”と記載しなければならない。
- c) **たて糸の種類** 製織に使用したたて糸が麻糸の単芯のものである場合にあつては“麻”と、麻糸の2本芯のものである場合にあつては“麻W”と、純綿糸の単芯のものである場合にあつては“綿”と、純綿糸の2本芯のものである場合にあつては“綿W”と、混紡綿糸の単芯のものである場合にあつては“混紡”と、混紡綿糸の2本芯のものである場合にあつては“混紡W”と、純綿糸及び混紡綿糸の2本芯のものである場合にあつては“綿混紡W”と、麻糸及び純綿糸の2本芯のものである場合にあつては“麻綿W”と、麻糸及び混紡綿糸の2本芯のものである場合にあつては“麻混紡W”と記載しなければならない。
- d) **原料いぐさの産地名** 国産のものにあつては都道府県名を、輸入したのものにあつては原産国名を事実上即して記載しなければならない。
- e) **格付年月日** 次のいずれかによって記載しなければならない。
  - 1) 平成19年4月1日
  - 2) 19. 4. 1
  - 3) 190401
  - 4) 2007. 4. 1
  - 5) 07. 4. 1
  - 6) 070401
- f) **製織地名** 畳表を製織した場所の地名について、国産品にあつては都道府県名を、輸入品にあつては原産国名を記載しなければならない。

## 8.3 表示の様式

表示の様式は、図1によって、畳表ごとに端止めから6cm以内の箇所に表示し、文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色としなければならない。また、用いる文字は、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字を用いなければならない。ただし、表示事項を図1による表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限りでない。

種	類
等	級
たて糸の種類	
原料いぐさの産地名 <sup>a)</sup>	
格付年月日	
製織地名	
製造者 <sup>b)</sup>	

注<sup>a)</sup> この様式中“原料いぐさの産地名”は、これに代えて“いぐさの産地名”又は“産地名(いぐさ)”

と記載してよい。

注<sup>b)</sup> 表示を行う者が販売業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式中“製造者”とあるのは、それぞれ“販売者”又は“輸入者”とする。

図1—様式

## 8.4 表示禁止事項

表示禁止事項については、次の事項を表示してはならない。

- a) 8.1によって表示してある事項の内容と矛盾する用語
- b) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示

## 9 試験方法

### 9.1 1 m<sup>2</sup>当たりの重量

1 m<sup>2</sup>当たりの重量は、畳表の短辺及び長さを測定して面積を算出するとともに、畳表1枚の重量を測定する。算出した面積及び測定した重量を基に次式によって算出した重量を単位面積（1 m<sup>2</sup>）当たりの重量とする。

$$W = \frac{m}{s}$$

ここで、  
 $W$  : 1 m<sup>2</sup>当たりの重量 (kg)  
 $m$  : 畳表1枚の重量 (kg)  
 $s$  : 畳表1枚の面積 (m<sup>2</sup>)

### 9.2 水分

水分は、電気抵抗式迅速水分計を用いて測定する。

### 9.3 品位

品位は、1年ごとに日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第2条第3項に規定する登録認証機関（畳表についてのものに限る。）又は同項に規定する登録外国認証機関（畳表についてのものに限る。）の全てが協議して定める特等、1等及び2等の標準品との比較による。

## 附属書 A

## (規定)

## たて糸の試験方法

表 A.1—たて糸の試験方法

たて糸の太さ	JIS L 1095 の 9.4.1 により求めた番手をたて糸の太さとする。
たて糸の引張り強さ	JIS L 1095 の 9.5.1 a) により求めた切断時の荷重をたて糸の引張り強さとする。
たて糸の伸び率	JIS L 1095 の 9.5.1 a) により求めた伸びのつかみ間隔に対する比をたて糸の伸び率とする。
合糸本数	JIS L 1095 の 9.15.1 により解ねし、目視で確認することができる単糸の数を合糸本数とする。
綿以外の繊維の混紡率	JIS L 1030-2 の 5.9.2 a) により求めた綿以外の繊維の正量混用率を綿以外の繊維の混紡率とする。

附属書 B

(規定)

たて糸の基準

表 B.1-たて糸の基準

たて糸の種類	基準				
	太さ 正量番手	引張り強さ N	伸び率 %	合糸本数	綿以外の繊維の混紡率 %
麻糸	麻番手 5 番手 (ジュート 番手 9.6 番手) の太さ以 上	49.0 以上	5.0 以下 (切断時)	—	—
綿糸	綿番手 20 番手の太さ以 上	27.5 以上	12.0 以下 (24.5 N時)	4 以上	50 未満

制定等の履歴

制 定 平成19年 8 月 2 日農林水産省告示第1017号  
改 正 平成25年 4 月 1 日農林水産省告示第 807号  
改 正 平成27年 3 月27日農林水産省告示第 714号  
改 正 平成30年 3 月29日農林水産省告示第 683号  
改 正 平成30年 4 月27日農林水産省告示第 962号  
最終改正 令和 6 年 7 月 1 日農林水産省告示第1286号

制定文、改正文、附則等（抄）

○令和 6 年 7 月 1 日農林水産省告示第 1286 号

令和 6 年 7 月 31 日から施行する。